

八戸市キャッシュレス決済導入事業業務仕様書

1 事業名

八戸市キャッシュレス決済導入事業

2 目的

証明書の発行窓口における証明書発行手数料等の納付にキャッシュレス決済を導入し、決済手段の多様化による利用者の利便性を向上させるとともに、行政サービスのデジタル化を進め、窓口における待ち時間の短縮及び公金収納業務の効率化を図ることを目的とする。

3 事業内容

- (1) キャッシュレス決済対応のPOSレジ、決済端末等の必要機器一式を調達し、各導入窓口に設置の上、運用に必要な設定、登録等を行うこと。
- (2) キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務を行うこと。

4 事業期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 導入スケジュール

スケジュール	内 容
令和5年6月下旬	契約締結
令和5年7月上旬から9月末まで	機器調達、設置、研修等
令和5年10月	運用開始

※ 現時点における予定のため、変更となる場合がある。

6 導入場所及び導入予定台数

課の名称	所在地（住所）	導入予定台数
市民課	市庁本館1階（八戸市内丸一丁目1番1号）	3
資産税課	市庁別館3階（八戸市内丸一丁目1番1号）	3

7 キャッシュレス決済端末等の導入について

次の機器等を調達し、各導入窓口に設置の上、運用に必要な設定、登録等を行うこと。

No.	機器等	概 要
1	キャッシュレス決済	・ 1台の端末で、8(2)に示す全ての決済手段に対応

	端末	<p>しており、利用明細の発行が可能であること。また、PIN入力及び電子サインに対応しており、QRコード読み取り用のカメラが搭載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 通信回線は、原則として、市が庁舎に導入するインターネット回線（有線LAN）を利用すること。 利用者に対し、手数料等の金額等を表示することができる機能を有すること。 画面が見やすく、操作が簡単で、かつ、分かりやすいこと。
2	POSレジ用タッチパネル対応端末	<ul style="list-style-type: none"> 画面サイズは、おおむね15インチ以下であること。 タブレット端末の場合は、1台につき充電器及びタブレットスタンド1個を付属すること。 キャッシュレス決済端末との連携が可能であること。
3	POSレジ	<ul style="list-style-type: none"> POSレジ用タッチパネル対応端末に適合し、動作保証されていること。 キャッシュレス決済端末と連動し、金額の2度打ちが不要であること。 集計データは、国内データセンターのクラウドサーバーに保管されること。 通信障害、システム障害等によるオフライン時にもレジ処理を可能な仕組みとすること。この場合の会計データは、レジ端末内に一時保管し、障害復旧後にサーバーにデータ送信が行えること。 手数料等の種類は、部門別の区分設定を行うことができるなど、会計時の操作を効率よく行うことができる機能を有すること。また、手数料等の追加等の設定が容易にできること。 集計データは、区分別に集計することが可能であって、CSV形式などのデータで随時にダウンロードすることが可能であること。集計に当たっては、決済日時、手数料名、金額、支払種別、決済ブランド、件数、合計金額等が抽出できることが望ましい（抽出可能な項目は、企画提案書により提案すること。）。 集計データは、長期保管されること（少なくとも翌年度4月1日から起算して2年間保管できるこ

		<p>と。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 決済誤り等の発生時に返金処理が容易に行えること。 ・ 本業務の契約後に市が提供する証明等の名称、金額等の情報について、事業者が納品時まで事前登録すること。また、納品後は、職員が自ら変更が可能であること。 ・ 画面が見やすく、操作が簡単で、かつ、分かりやすいこと。
4	機器設置用部品及び付属品一式	<ul style="list-style-type: none"> ・ No. 1 からNo. 3 までの機器等の設置及び運用に必要な機器その他本業務の履行に必要な機器及び付属品を調達すること。
5	導入、研修及び運用サポート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5 に記載した導入スケジュールに従って円滑に作業を完了させるため、事前に調整を行い、導入作業を進めること。 ・ No. 1 からNo. 4 までの機器等の設置及び初期設定等を実施し、動作確認等を十分に行った上で、本市へ引き渡すこと。 ・ 運用開始前に、職員に対し機器操作等に係る研修を行うこと。 ・ No. 1 からNo. 4 までの機器等の操作手順等に係るマニュアルを提供すること。なお、マニュアルは、職員が容易に理解できるよう、平易なものとする。 ・ 機器のトラブルや操作方法等について、メール又は電話等によるサポートを365日行うほか、緊急時には、現地への駆けつけによるサポートを行うこと。 ・ バグ修正等のバージョンアップや保守に無償で対応すること。
6	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルセキュリティ基準（PCI DSS）の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。 ・ 認証時等におけるカード情報や暗証番号の通信は、暗号化される仕組みとすること。

8 指定納付受託業務について

事業者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った者に代わって当該歳入等を納付する事務（以下「納付事務」という。）を行うこと。

- (1) 納付事務の対象となる証明等の名称、金額及び令和4年度実績は、別表のとおりとする。
- (2) 導入する決済サービスは、次のとおりとする。その他の対応可能なブランドは、提案によるものとする。

決済サービス	概要
クレジットカード	VISA、Mastercard及びJCBのうち2種類以上に対応可能であること。
電子マネー	各種交通系IC、nanaco、WAON及び楽天Edyに対応可能であること。
コード決済	PayPay、auPAY、d払い及び楽天Payに対応可能であること。

- (3) 納付事務に係る収入金は、原則として、毎月末日を締め日として集計し、翌月末日までに、本市指定の口座に振り込むこと。なお、当該振込に係る手数料は、指定納付受託者の負担とすること。
- (4) 納付事務に係る決済手数料の料率は、提案によるものとし、決済サービスごとに明示すること。
- (5) 決済手数料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。
- (6) 決済手数料は、原則、指定納付受託者からの請求により、各月ごとに一括で支払う方法が望ましいが、納付事務に係る収入金の額から決済手数料を差し引いた金額を本市指定の口座に振り込む等、他の方法による提案も可とする。

9 その他

- (1) 本業務で調達する機器は、新品とすること。
- (2) 導入する窓口において、利用者にキャッシュレス決済が可能であることを案内するため、取扱いのアクセプタンスマークを事業者の負担により掲示すること。
- (3) 利用者が選択可能な支払い方法は、1回払いのみとする。
- (4) 本仕様に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、本市と事業者で協議の上、決定するものとする。

別表

(1) 市民課

証明等の名称	金額	令和4年度実績	
		件数	総額
戸籍謄本	450	14,237	6,406,650
戸籍抄本	450	3,079	1,385,550
戸籍記載事項証明書	350	20	7,000
除籍謄本	750	14,585	10,938,750
除籍抄本	750	283	212,250
除籍記載事項証明書	450	0	0
受理証明書	350	757	264,950
	1,400	53	74,200
住民票の写し	300	45,400	13,620,000
戸籍附票の写し	300	4,833	1,449,900
公的年金現況届	200	0	0
住民票記載事項証明書	300	1,156	346,800
個人番号カード	800	356	284,800
電子証明書	200	351	70,200
印鑑登録証明書	300	20,030	6,009,000
印鑑登録証	300	4,470	1,341,000
身分証明書	300	1,730	519,000
埋火葬許可済証明書	300	0	0
補助簿閲覧	900	44	39,600
補助簿閲覧 1時間延長	300	96	28,800
その他の証明書	300	375	112,500
自動車臨時運行許可書	750	1,764	1,323,000
合計		112,912	44,078,950

(2) 資産税課

証明等の名称	金額	令和4年度実績	
		件数	総額
所得・課税証明	300	10,922	3,276,600
固定資産証明	300	4,097	1,229,100
納税証明	300	2,033	609,900
固定資産課税台帳の閲覧	300	274	82,200
地番参考図等の閲覧	300	0	0
地番参考図等の写し	300	735	220,500
住宅用家屋証明	1,300	949	1,233,700
合計		19,010	6,652,000